

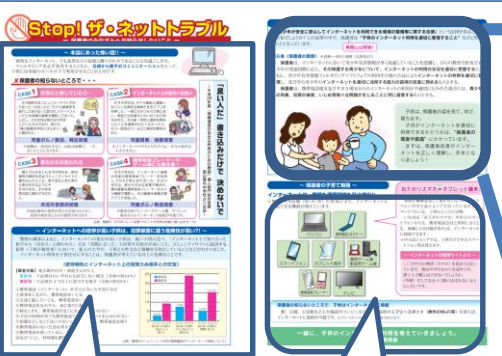


ネットトラブルが、いじめや人間関係のトラブルに!!

富山県教育委員会から、H28年度末に「Stop! ザ・ネットトラブル」という保護者向けの下の
ような資料が、配布されました。http://www.pref.toyama.jp/cms_pfile/00017213/01007947.pdf

※詳しく内容をご覧になりたい方は、上記アドレスにアクセスしてください。

吹き出しにあるように、左半分は、子供がネットトラブルへ巻き込まれることへの注意、右下
の部分は、ゲーム機等でもインターネットに接続できることが書かれています。ですが、今、保
護者の方々に考えていただきたいのは、右上の部分に書かれていますことです。



子供がネットトラブルへ巻き込まれることへの注意が書いてあります。



ネットワークへは、ゲーム機などでも接続できることが書いてあります。

～子供の適切なインターネット利用は、保護者の務め～

「青少年が安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」という法律があることをご存知でしょうか？この法律の中で、保護者は「子供のインターネット利用を適切に管理すること」などに努めることとなっています。

無関心は禁物!

第6条《保護者の責務》 ※責務…責任と義務（止辞死より）

- ① 保護者は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針及び青少年の発達段階に応じ、その保護する青少年について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用その他の方法によりインターネットの利用を適切に管理し、及びその青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努めるものとする。
- ② 保護者は、携帯電話端末及びPHS端末からのインターネットの利用が不適切に行われた場合には、青少年の売春、犯罪の被害、いじめ等様々な問題が生じることに特に留意するものとする。



子供は、保護者の姿を見て、学び、育ちます。
子供がインターネットを適切に利用できるかどうかは、「保護者の態度や意識」にかかっています。
まずは、保護者自身がインターネットを正しく理解し、手本となりましょう!

- 自分たちが遊んでいる様子の動画をSNS上にUPしてしまった。
- ゲームで課金を利用し、後日保護者に課金の通知がきた。
- ネットワーク型のゲームで一部の児童が仲間外れにされ、翌日それが原因で学校でけんかが発生した。中には、学校に来たくないと親に訴える児童もいた。
- ネットワーク型ゲーム上で課金し購入した品物のやりとりを行い、課金を強制するような言葉がけをした。
- ネットワーク型ゲーム上で課金して購入した品物のやり取りが疑われる。
- SNS上での友達同士のやりとりが原因で人間関係のトラブルにつながった。

これらは、2019年～2020年にかけて、舟橋小学校で実際に起こったトラブルです。資料が配布されて数年しか経っていませんが、ネット環境はさらに進歩し、特に、最近はネットワーク型のゲームによるトラブルが多くなってきています。子供部屋で一人の時や寝たふりをした後など、親の知らないところで行われ起こるトラブルも目立ちます。

もちろん、学校でもその都度指導していますが、実際にゲーム等が行われているのは、帰宅後であり各ご家庭です。それぞれのネットワーク環境等が異なりますので、是非、今一度、各家庭でのルール作りをお願いいたします。

- <参考> 舟中 ネットルール宣言**
- ①メディアを使う時間 決めて守ろう
 - ②メールを送る前に内容を確認しよう
 - ③顔を知らない人とのやりとりをやめよう

ネットワーク上でも実生活でも大切なことは他者への思いやりと優しさです。それを大切に指導していきたいと考えております。
ご協力お願い申し上げます。